

環境省告示第七十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百二十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号二、第二号八及び二、第三号二並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づく未査定液体物質の査定に関する省令（昭和六十二年総理府令第五号）第一条の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年七月三十一日

環境大臣 石原 伸晃

海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一第二号イに掲げるY類物質と同程度に有害である物質は、脂肪酸（炭素数が十二又は十四のもの及びその混合物に限る。）とポリ（オキシエチレン） $\alpha$ -メチルエーテル（重合度が二から二十までのもの及びその混合物に限る。）とのエステル（濃度が九十五重量パーセント以下のものに限る。）とし、同表各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、一とする。

